

第十一回特別弔慰金が支給されます

■特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

■支給対象者 ※令和2年4月1日以降、特別弔慰金の請求手続きをされていない方

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日(令和2年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

1. 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、先順位が入れ替わります。

4. 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると、第十一回特別弔慰金を受けることができなくなります。

■留意事項

- ・請求者の状況により、必要な書類が異なりますので、まずは福祉こども課にお問い合わせください。
- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任をもって行うこととなりますので、同順位の方が複数いる場合は、お話し合いのうえ代表して請求する方を決めてください。
- ・請求書の県受付から国による国債の発行手続きまで、1年以上かかる場合があります。

■請求窓口・問合せ 福祉こども課 ☎029-353-7265(直通)



※町長コラム※

有利な借金・交付税措置のある起債

町のお財布事情など、町長が町民の皆様へお伝えしたいことを不定期に掲載していきます。

町は、さまざまな公共事業を行うために、借金(起債)をしていますが、この借金にもいろいろな種類があります。市町村が負担する、借金の元金と利子の返済の一定割合を国が補助(交付税措置)してくれる制度があります。例えば、「緊急防災・減災事業」のために町がした借金の元利償還金の70%は、国が補助(交付税措置)してくれることになっています。この制度を活用して行ったのが、防災行政無線のデジタル化と戸別受信機の全戸配布です。

一昨年のことになりますが、全ての小中学校にエアコンを設置しました。この設置費用のうち、一部は借金をしましたが、元利償還金の60%が国から補助(交付税措置)されることになっています。このような補助率は事業によって異なり、また、国が早急に進めたい政策ほど補助率が高くなっていて、同じ事業でも実施年度によって補助率が変わることもあります。国は、このような制度により、推し進めたい政策を市町村が実施するように誘導しているわけです。一方、市町村は少ない財政負担で公共事業ができるので、魅力的な制度となっています。国の政策動向をキャッチして、有利な制度を活用するのが、町の財政負担を抑えるために大切なことと言えます。

有利な借金(起債)の例

()内は交付税措置

緊急自然災害防止対策事業	(70%)
緊急浚渫推進事業	(70%)
緊急防災・減災事業	(70%)
公共施設の集約化・複合化事業	(50%)
公共施設の長寿命化事業	(30%)